

## 実務家のための国際相続実践講座〔3〕

新日本アーンストアンドヤング税理士法人  
ビジネス タックス アドバイザリー部  
パーソナル タックス サービスグループ 税理士  
清水 智恵子

### Contents

6. 日本の相続税の納税義務者と課税相続財産
7. 相続税の国際二重課税が生じる場合
8. 財産の所在
9. 外国税額控除
10. 日米相続税条約
11. 事例研究
  - (1) 準拠法の確認と遺言の有効性
  - (2) 日本の相続税の申告
12. 財産の取得と未分割
13. 終わりに

第3回は、相続税の国際的<sup>①</sup>二重課税が生じる場合について、アメリカと日本との間の具体例について、申告手続きにもふれながら説明します。

## 6. 日本の相続税の納税義務者と課税相続財産

日本の相続税法においては、相続税の納税義務者を、無制限納税義務者と制限納税義務者とに分けています。納税義務者の区分により、課税される相続財産の範囲が異なります。

相続税の無制限納税義務者とは、次のいずれかをいいます。

- ① 相続または遺贈<sup>1</sup>により財産を取得した個人でその財産を取得した時に日本に住所<sup>2</sup>を有する者（居住無制限納税義務者）
- ② 相続または遺贈により財産を取得した日本人で、その財産を取得した時に日本に住所を有していなくても、相続人のみならず被相続人までもが日本に住所を有さなくなつてから5年を経過していない者（非居住無制限納税義務者）

①は、外国人であっても、相続があつた時に日本に居住していれば居住無制限納税義務者に該当します。相続税の無制限納税義務者は、相続によって取得した財産が日本にあらうが、日本以外の国にあらうが、その所在にかかわらず、相続により取得したすべての財産が相続税の課税対象とされます。

一方、相続税の制限納税義務者とは、相続または遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時に日本に住所を有していない者（上記②を除く）をいいます。相続税の制限納税義務者は、相続で取得した日本にある財産についてのみ相続税が課されます。国外財産を相続で取得しても、日本の相続税は課税されません。

## 7. 相続税の国際二重課税が生じる場合

被相続人および相続人ともに日本に住んでおり、相続財産も日本にある場合には、日本の相続税のみで課税関係は完結します。しかし、次の場合には、相続税の国際的<sup>1</sup>二重課税が生じます。

<sup>1</sup> 遺贈とは、遺言によって遺贈者の財産の全部または一部を他の者に無償で与えることをいいます。

<sup>2</sup> 「住所」とは、各人の生活の本拠をいい、その生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判定するとされています（相続税基本通達1の3・1の4共—5）。①学術・技芸の習得のため留学している者で、日本にいる者の扶養親族となっている者、②国外での勤務その他の人的役務を提供する者で国外における人的役務の提供が短期間（おおむね1年以内）であると見込まれる者は、相続等により財産を取得した時に日本を離れている場合であっても、住所は日本にあるものとして取り扱われます（相続税基本通達1の3・1の4共—6）

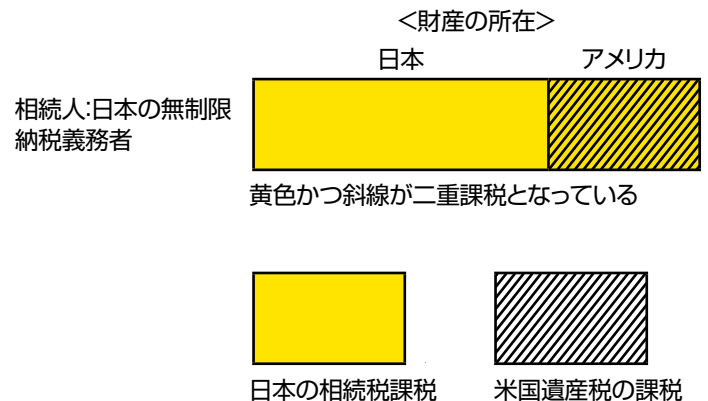
### ① 無制限納税義務と制限納税義務との競合

例えば、日本人で日本居住の被相続人が、アメリカの不動産を所有していた場合で、その相続人である子どもも日本居住であるとき、その子どもは日本の相続税法上、無制限納税義務者に該当し、日本所在の財産およびアメリカの不動産ともに日本の相続税の課税対象となります。

一方、アメリカの遺産税は、被相続人がアメリカ市民でもなく、アメリカ居住者でもない場合には、アメリカ所在の財産のみに対して課税します。

したがって、この例の場合、アメリカにある不動産については、日本の相続税およびアメリカの遺産税が課税されることとなり、国際的<sup>1</sup>二重課税が生じます。

- ① 無制限納税義務と制限納税義務との競合  
被相続人:日本人(日本居住)  
相続人:日本人(日本居住)



## ② 無制限納税義務者間の競合

アメリカの遺産税は、被相続人がアメリカ市民およびアメリカ居住者である場合には、財産の所在がアメリカ国内・国外を問わず、被相続人が所有する全ての財産を課税の対象とします。

たとえば、アメリカ人が死亡した場合で、相続人が日本居住の場合(この場合相続人の国籍は問わない)、被相続人はアメリカ市民なので、アメリカ遺産税が被相続人の所有財産のすべてに課税されます。一方、相続人は日本居住者なので、日本の相続税も、全世界財産に対して課税されます。したがって、この場合、被相続人が保有していた全財産について、アメリカ遺産税および日本の相続税が課税されることとなり、国際的  
二重課税が生じます。

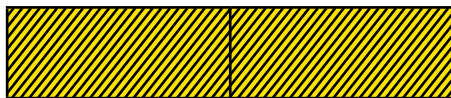
### ② 無制限納税義務と無制限納税義務との競合

被相続人:アメリカ人  
相続人:日本人(日本居住)

<財産の所在>

日本                      アメリカ

相続人:日本の無制限  
納税義務者



日本・アメリカ所在の財産両方に日本の相続税とアメリカ遺産税が課税されている  
(日米所在財産の両方が黄色かつ斜線でおおわれている)

### 【日本における外国税額控除】

日本                      アメリカ

相続人:日本の無制限  
納税義務者



日本はアメリカにある財産について外国税額控除により課税を譲歩することにより、アメリカ所在財産についてはアメリカ遺産税のみが課税される結果となる  
(アメリカ財産について黄色の排除)

### 【アメリカにおける外国税額控除】

日本                      アメリカ

相続人:日本の無制限  
納税義務者



アメリカは日本にある財産について外国税額控除により課税を譲歩することにより、日本所在財産については日本の相続税のみが課税される結果となる  
(日本財産について斜線の排除)

## ③ 財産の所在地概念の競合

各国によって、財産の所在に関する考え方が異なることから国際的  
二重課税が生じることがあります。たとえば、株式について、日本はその株式の発行法人の本店が所在する場所により国内財産か国外財産かを判定します。一方、物理的にその株式が存在する場所により判断する国もあります。

## 8. 財産の所在

財産の所在地は、課税範囲を決定するうえで重要なポイントとなります。

財産の所在については、日本の相続税法第 10 条に規定されています。その内容については次頁の【表:財産の所在の判定】を参照してください。

財産の所在の判定

財産の種類	相続税法の規定(相続税法第10条)	日米相続税条約の規定(第3条(1))	条項
動産	その動産の所在による	同左(運搬中であるものは、目的地)	(b)
不動産または 不動産の上に存する権利	その不動産の所在による	同左	(a)
船舶、航空機	船舶、航空機を登録した機関の 所在による	同左	(e)
鉱業権・租鉱権、採石権	鉱区、採石場の所在による	同左	(i)
漁業権、入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する 市町村またはこれに相当する 行政区画の所在による	権利行使について 管轄権を有する国	(j)
預金、貯金、積金等	その預貯金等の受け入れをした 営業所、事業所の所在による	債務者が居住する場所	(c)
生命保険契約または 損害保険契約などの保険金	これらの契約を締結した 保険会社の本店または主たる 事務所の所在による		
退職手当金、功労金等	退職手当金等の支払者の住所、本店 または主たる事務所の所在による		
貸付金債権	その債務者の住所、本店または 主たる事務所の所在による	債務者が居住する場所	(c)
社債、株式、法人に対する 出資または外国預託証券	その社債若しくは株式の発行人、 出資されている法人、または外国預 託証券に係る株式の発行人の本店 または主たる事務所の所在による	法人の株式又は法人に対する 出資は、その法人が設立され、 又は組織された準拠法が 施行されている場所	(d)
合同運用信託、投資信託 または法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした 営業所、事務所等の所在による		
特許権、実用新案権、意匠権、 商標権等で登録されているもの	その登録をした機関の所在場所		
著作権、出版権等でこれらの権利の 目的物が発行されているもの	発行する営業所、事務所のある場所	それらを行行使することができる場所	(h)
上記財産以外の財産で営業上または 事業上の権利(売掛金、営業権等)	その営業所 または事業所の所在場所	同左	(f)
日本の国債・地方債 外国債、外国の地方公共団体が 発行する公債	日本 その外国		
上記以外の財産	被相続人の住所地		

## 9. 外国税額控除

日本の相続税法は、国際的二重課税については、外国税額控除の方法により調整することとしています。相続税法第20条の2は「相続または遺贈によりこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により相続税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その課せられた税額に相当する金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。」(筆者傍点)と規定しています。

これは、外国政府に納付した相続税を日本の相続税額から控除する制度であり、いわば、相手国にある財産について、国家間の合意なく、一方的に日本の課税を譲歩することを意味しています。ことばをかえれば、財産所在地国に優先的な課税権を認めているといえます。

たとえば、被相続人がアメリカ市民、相続人が日本居住の無制限納税義務者の場合、アメリカ所在の財産および日本所在の財産いずれにも、アメリカの遺産税および日本の相続税が課されることとなります。アメリカ所在の財産に課された遺産税を日本の相続税額から控除することにより、原則としてアメリカ所在の財産についてはアメリカの遺産税のみが課されることとなり、二重課税は調整されます。一方、日本所在の財産については、アメリカの遺産税から日本の相続税相当額を控除することとなります。これにより、日本所在の財産については、原則として日本の相続税のみが課されることとなり、二重課税は調整されます。

ところで、財産の所在が被相続人および相続人の国籍または居住地以外の第三国間にある場合に、国際的二重課税の排除はどのようになるのでしょうか。たとえば、被相続人がドイツに居住しており、相続人は日本居住で、相続財産の中にスイス所在の動産がある場合を想定してみましょう。被相続人はドイツに住んでいるので、その相続人はドイツにおいて無制限納税義務者に該当し、全世界財産についてドイツの相続税が課税されます。一方、相続人は日本に住んでいるので、日本の相続税法上も無制限納税義務者となり、相続人が取得した全世界財産について日本の相続税が課税されます。スイスでも、一部の州を除き相続税が課税され、被相続人がスイス非居住者の場合、スイス所在の財産についてスイス相続税が課税されます。ただし、ドイツとスイスとの租税条約により、スイス所在の動産については、スイスの相続税は課税されません。

このケースにおいて、日本の相続税の計算上、外国税額控除を適用しようとする場合、スイス所在の動産について、ドイツ相続税は課されてはいても、スイス相続税は課されていません。スイス所在の動産にかかるドイツの相続税は、その地(このケースの場合スイス)の法令により課せられた相続税に相当する税には該当しません。その結果、日本の相続税の計算において外税控除の対象とならず、二重課税のままとなります。

なお、日本の相続税法上控除する外国税額は、国外財産の価額に国外財産を取得した相続人の日本の相続税の実効税率を乗じて計算した税額を限度としています。これは、実効税率を超える部分の外国相続税額については、財産所在地国でのみ課税されているにすぎないので、国際的二重課税は生じていないという考えによるものです。

## 10. 日米相続税条約

日本はアメリカと、相続二重課税の回避のため日米相続税条約(正式には、「遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約」(昭和30年4月1日条約第2号)といいます)を締結しています。平成21年10月まで日本が締結した所得税に係る租税条約は45条約、56カ国適用<sup>3</sup>ですが、相続税に係る租税条約は、この日米相続税条約が唯一です。

日米相続税条約が対象としているのは連邦遺産税<sup>4</sup>および連邦贈与税です。したがって、州の遺産税、相続税または贈与税(州または地方によって税目が異なる)は日米相続税条約の対象とはなりません。

日米相続税条約の構成は以下の通りです。

- 第1条 対象税目
- 第2条 一般的定義
- 第3条 財産の所在地
- 第4条 控除の配分
- 第5条 二重課税の排除
- 第6条 情報交換及び徴収共助
- 第7条 相互協議
- 第8条 外交官・相互協議
- 第9条 発効・終了

<sup>3</sup> 旧ソ連等との条約が承継されているため、45条約に対し、56カ国適用となっています。

<sup>4</sup> 2001年に遺産税廃止法案が成立し、2010年に連邦遺産税の廃止が予定されています。2003年から2009年までの間最高税率が漸次引き下げられています。遺産税廃止法案は時限立法であり恒久化されていないので、遺産税の廃止ではなく復活も予想されます。

日米相続税条約第3条において、被相続人がアメリカ国籍またはアメリカに居住し、または相続人が日本に住所を有する場合の財産の所在地が規定されています。大まかには、日本の相続税法の規定と類似していますが、日米相続税条約第1項(b)(c)(k)において相違がみられます(前頁の【表：財産の所在の判定】参照)。

また、日本の相続税法上、制限納税義務者は未成年者控除(相続税法19条の3)および障害者控除(相続税法19条の4)の適用はありませんが、日米相続税条約第4条はこれを修正し、制限納税義務者にも同様の控除を認めています。ただし、控除の額は、無制限納税義務者の場合の控除額全額ではなく、無制限納税義務者の場合の控除額に、自国で課税の対象となる財産額の総財産額に対する割合を乗じて計算される金額を限度としています。

## 11. 事例研究

ここでは、被相続人がアメリカ市民でハワイに居住しており、相続人のひとりが日本居住者であったため、アメリカの遺産税の申告および日本の相続税の申告の両方が必要になった場合をとりあげます。

日本の税理士は、アメリカの遺産税を申告する法定代理人(attorney)や会計士(certified public accountant)と連絡をとりあいながら作業を進めていくことになります。

### 〈被相続人および相続人の概要〉

被相続人(母): アメリカ市民、アメリカ(ハワイ州)居住

相続人子どもA: アメリカ市民、アメリカ居住

相続人子どもB: アメリカ市民、日本居住

※被相続人を委託者および受託者とする撤回可能生前信託(revocable living trust)および遺言があり、本信託は委託者が死亡した時に終了し、遺産は子ども二人に等分に分配されることがうたわれています。

### 〈相続財産の内訳〉

アメリカ所在の財産 6 億円(不動産、預金)

日本所在の財産 4 億円(不動産、預金)

## (1) 準拠法の確認と遺言の有効性

本ケースは被相続人がアメリカ市民なので、通則法第36条により、相続法についてはアメリカの法律に従うこととなります。アメリカは相続分割主義を採用しており、不動産については、その不動産が所在する国の法律によるとしているので、日本の不動産については日本法が準拠法となります。

また、通則法第37条は「遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。」と規定しています。本ケースの遺言は、被相続人の死後、被相続人の居住地ハワイ州の裁判所で検認を受けています。これをもって、日本でも有効と判断しました。

## (2) 日本の相続税の申告

### ① 納税義務者と課税相続財産の判定

本ケースにおいて、相続人Aは日本に住んでいないので、Aが取得する財産のうち日本にある財産のみが日本の相続税の課税対象となります。また、相続人Bはアメリカ市民ですが、日本に長年暮らしているため、日本の相続税法上は無制限納税義務者となり、相続人Bが取得する日本およびアメリカにある財産について日本の相続税が課税されます。

一方、被相続人はアメリカ市民なので、アメリカおよび日本にある財産すべてがアメリカの遺産税の対象となります。

この被相続人は、遺産は相続人二人に等分に分配するという遺言を残していましたが、それが個々の財産すべてを等分に分配するのか、相続人A、Bそれぞれが相続した財産の合計額が等しいことをもって等分とするのかについては言及していませんでした。相続人に確認したところ、個々の財産すべてを等分したいとの意向でした。この結果、日本の不動産、預金4億円のうち相続人Aが取得する2億円は、日本の課税相続財産となり、相続人Bが取得した財産5億と合計して7億円が日本の課税相続財産となりました。また、当然に相続人Aは日本の相続税を納付することとなりました。

もし、相続人Aがアメリカの財産のみ5億円を取得していれば、この5億円は制限納税義務者が取得した在外財産なので日本の相続税の課税価格には算入されず、相続人Bが取得した日本の財産4億円とアメリカ所在の財産1億円の計5億円が日本の相続税の課税財産となりました。また、納税も相続人B一人がすればすみました。

## ② 外国税額控除と申告期限

相続人 B が取得したアメリカの財産について生じている二重課税については、日本の相続税の計算において外国税額控除をすることにより調整されます。外国税額控除の額は、相続人 B が取得したアメリカ財産にかかる、アメリカ遺産税の額と日本の相続税額のうちいずれか少ない額です。比較の対象となるアメリカ遺産税が確定していないと、外国税額控除の額は計算ができません。

ところで、日本の相続税の申告期限は、相続が開始したことを知った日の翌日から 10 月以内です。一般的には、被相続人の死亡日を相続が開始したことを知った日として、被相続人の死亡日の翌日から 10 か月以内に相続税の申告書を提出するよう準備を始めます。一方、アメリカの遺産税の申告期限は、死亡日から 9 か月以内ですが、申請 (Form 4768) により 6 か月の延長が可能です。本ケースの場合もアメリカの遺産税の申告期限を延長していたため、日本の相続税の申告期限において、アメリカ遺産税の額が確定していませんでした。したがって、日本の相続税の期限内申告においては外国税額控除の適用はせず、後にアメリカ遺産税が確定した段階において、外国税額控除をしました。

日米相続税条約第 5 条は、外国税額控除は、申告期限から 5 年以内に限ることとしています。また、外国税額控除は、相手国の租税の納付が要件となっています。

なお、アメリカ遺産税の確定については、内国歳入庁 (IRS) から Estate Tax Closing Document を入手しています。この文書は、プベート手続きにおいて執行者が遺産税追徴の納税義務から解放されることを意味します。

## ③ 遺産にかかる所得税の申告

本ケースの場合、アメリカでは、被相続人の死亡後、被相続人の名前を冠したトラスト名で所得税の申告書 (Form 1041)<sup>5</sup> が提出されています。所得の中身は、遺産から生じた利息と配当です。このトラストは、トラスト内の財産が各相続人に分配がされるまで存続します。

日本では、遺産から生じる所得は遺産分割が終了するまでは、共同相続人が法定相続分に応じて申告します。分割後に生じた所得は、実際に相続した人の相続分に応じて申告します。

本ケースの場合、被相続人の信託宣言には、「委託者が死亡した時に信託は終了し、委託者の子二人に平等に遺産として分配される」ことがうたわれており、また相続人たちも、個別の財産すべてを 2 分の 1 ずつ取得することで合意していたので、遺産が実際に分配されるまでに生じた遺産からの所得については、日本において、相続人 A および B が 2 分の 1 ずつ申告しました。さらに、アメリカではトラスト名で申告・納付したアメリカ所得税ですが、これは相続人が納付したものとみなして、相続人 B については外国税額控除を行っています。

ところで、アメリカの所得税の申告期限はその年の翌年 4 月 15 日と、日本の申告期限 3 月 15 日より 1 月先です。アメリカおよび日本の所得税申告の準備を同時に進められれば問題はありますが、アメリカの所得税申告書をもとに日本の所得税申告書を作成する場合には、日本の確定申告期限には間に合わず、どうしても期限後申告にならざるを得ません。期限後申告ですから、無申告加算税、延滞税が課され、これについては宥恕規定もありません。

<sup>5</sup> Form 1041は、EstateとTrustの所得税申告書で、Form 1040は、個人の所得税申告書です。Form 1041は、情報申告書(誰にくら配分するかを示しただけ)で、原則として納税はありません(ただし、誰にも配分されない部分は、Form 1041で納付します)。この信託から配分された所得は、各個人がForm 1040で申告納付します。Trustの中でGrantor Trust(信託設定者がTrustの権利や所有権を持っているもの)については、税務上、資産はTrustには移転しておらず、依然として設定者個人が保有しているとして取り扱われます。設定者の生存中は、Trustの所得がすべて設定者個人に配分されるため、Form 1041を作成しても全額が個人に配分され、Form 1041での納付はなく、設定者個人がForm 1040で申告納付するので、Form 1041の提出は便宜的に省略されるようです。

## 12. 財産の取得と未分割

日本の民法は、被相続人が死亡した時から、共同相続人が被相続人の遺産を承継するとしており、相続税法もこの考え方に基づいて規定されています。被相続人の死亡の時と相続による財産取得の時は等しく、その時点にずれは生じません。また、個々の遺産の状態は、分割されているか、いないかのどちらかしかありえません。そして、遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生じます。

しかし国際相続の場合、第1回に記載したとおり、日本の包括承継主義とは異なり、清算主義を採用する国があります。被相続人の遺産がいったん遺産財団にはいり、プロベート終了後各相続人に分配されるので、被相続人の死亡の時と、相続人の遺産取得の時とに時間のずれが生じます。また、清算主義には遺産を相続人が分割協議により分割するという考え方もありません。

被相続人が清算主義の国籍の人であり、相続人が日本の相続税法上無制限納税義務者、かつ、相続財産のなかに日本の不動産がない場合に、相続税の申告期限の起算日をいつとするのか、疑問が生じます。プロベートが終了しておらず、相続人に財産が分配されない状態を未分割として申告するのでしょうか。担当税理士は、期限後申告による加算税のリスクを考慮して、死亡の日から10カ月以内に申告書を提出しようとしませんが、財産の取得という事実に着目すれば、プロベートが終了し、各相続人に分配されて初めて相続人は財産を取得するのであり、遺産を取得した時点を申告期限の起算日とする方が理にかなっているのではないのでしょうか。

## 13. 終わりに

3回連載で、国際相続に関連する基本的な事項について書いて参りました。この連載の機会を得て、新たな疑問や未解明部分が浮上してきました。また、自身が扱った案件をあらためて体系的に見直すことができたことは、非常に有意義でした。これを機会に、国際相続について更なる研究を重ねていきたいと考えます。

〈了〉



## Contact

### ビジネス タックス アドバイザリー部

清水 智恵子 ディレクター 03 3506 2633 chieko.shimizu@jp.ey.com

太田 光範 シニアマネージャー 03 3506 2448 mitsunori.ota@jp.ey.com

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

EYTAX CC20100114-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいししないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。